

安易な土地の提供はやめましょう

市では、土砂などによる土地の埋め立て・盛土について必要な規制を行うことにより、災害の発生および土壌の汚染などを未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を施行しています。

この条例では、土砂などにより土地の埋め立て、盛土（一時堆積を含む）を行う事業に、許可申請を義務付けており、事業者・工事施工者および土地所有者の責務も明確にしています。

悪質業者の誘いに注意
悪質な業者に、「いい土がある」と誘われて、農地を耕作しやすいうに運んでやる。お礼もする」などと誘われ、同意してしまい、悪い土や、産業廃棄物などを、山のように積まれてしまう被害が発生しています。

この条例では、盛った土によって、生活環境の悪化や、汚染・土砂の崩落などが発生した

ごみ集積所の適正な管理のお願い

「分別不十分なため収集できないごみ」がそのまま放置されていることがあります。

集積所の維持管理（清掃、修繕、改良など）は、利用する皆さんで行っていただくことになっていきますので、ごみ集積所が汚れると、集積所を管理する方の手間が増えたり、悪臭やごみの散乱で、集積所周辺のご家庭に多大な迷惑を掛けることとなります。

集積所を利用する一人ひとりがルールを守り、集積所を清潔に保つようご協力をお願いします。

ごみの分別については、配布されている「家庭ごみ分別の手引き」を参照して、当該ごみ収集日の朝8時までに集積所へ出してください。

場合、土地所有者も責任を問われます。もし、原状回復命令を受け、従わない場合には、悪質業者と同様に土地所有者の氏名も公表されます。

土地所有者が同意をして埋め立てをした土地には、市は関与できなくなりますので、十分注意してください。

58 問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 2111 (内線8134)

地域包括支援センターをご利用ください!

「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしたい」
地域包括支援センターは介護・福祉・健康・医療など、高齢者の生活全般に関する相談窓口です。

市内には4カ所の窓口があり、職員がひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を訪問し、日頃の生活の様子を聞いたり、情報の提供、サービスの説明を行っています。

地区	相談窓口	
小張・板橋・東	社会福祉協議会	☎ 57 - 0203
豊・谷井田・三島	いなりの里	☎ 57 - 1227
谷原・小絹	ぬくもり荘	☎ 52 - 1280
十和・福岡・みらい平	雅荘	☎ 20 - 5525

58 問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 2111 (内線8134)

くらしのQ&A

ブラックリスト

消費生活センターイメージキャラクター「まみりん」



問 市消費生活センター
(谷和原庁舎1階) ☎ 253288

クレジットカードを利用しています。「ブラックリストに載る」という言葉を耳にしますが、どのようなことですか。(30代・男性)

Q

A

「ブラックリスト」というものが、実際にあるわけではありません。その人の返済上のトラブル履歴が、個人信用情報機関に登録されている状態を「ブラックリストに載っている」と言っています。

- 個人信用情報機関は借入先により、銀行系・クレジットカード会社系・消費者金融系の3つがあり、ブラックリストに載る主な理由は、次の通りです。
- (1) 一定期間、返済が遅れた。
 - (2) 返済できなくなり、連帯保証人や保証会社に返済させた。
 - (3) 法律の専門家や裁判所を利用し、借金を整理した。

トラブル履歴がブラックリスト!

ブラックリストに載ると、登録された理由により5年〜10年は掲載されたままになります。その期間中は、クレジットカードの利用や新規作成はできませんが、勤務先に知られたり、家族に影響が及ぶなどの社会的な影響はありません。

ブラックリストに載らないためには、クレジットカードの無理な利用をしないことが大切です。